

行政学 第六回 6・18

2007年8月27日

Copyright : Takumin

23:09

クイズ 小泉構造改革は国民を幸せにしたか

3章2節1政府のトップ・リーダーシップ

- ・ 行政を動かす最大のモーター、だが2つの系列による制約
- ・ 第1の系列=大臣をめぐる影響力関係——政権党の意向・圧力⇔省の哲学(偏見)
- ・ 第2の系列=公的制度の運用のしくみ——行政各部局と政権党の政策担当組織⇔内閣と閣議

3章2節2府省組織

①内閣官房と内閣府

内閣官房は首相の補佐機関。内閣府は内閣官房を助ける。

- ・ 内閣官房は首相を直属補佐し、内閣府は内閣官房を助け、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける。

- ・ 経済財政諮問会議・総合科学技術会議は、首相・内閣官房長官・3人の副長官(政務、事務)等が出席するトップの戦略決定機構

②省組織

- ・ 各府省設置法が根拠、それぞれ所管(縄張り)を主張するため第1条(目的規定)の文言や省の名前が重要
文言の言い回しや、省の名前が結構大事、合併するときにどっちが優位に立つのかが決まるからね。

- ・ 通産省(経産省)の機構改革(1973, 2001)

これが割と有名な事例。73年は石油ショックが起こっている年。中東戦争の激化によってOPECは石油の値上げを宣言。それをきっかけに石油ショックが勃発。でもその前に通産省は構造改革を始め、エネルギー問題に取り組み始めていたので、かなりよく対処できたという珍しい事例。

行政改革の話は後で。

3章2節3行政委員会

- ・ 行政的規制を行う権限を持ち、一般行政機構から独立的な合議制機関(3条機関⇔独任制)
合議制の機関である。それに対して、各省庁は独任制。国家行政組織法上でいうと、3条機関ということになる。なぜ存在するのかということだが、
- ・ 行政官僚制が発達しなかった米英諸国で、経済社会が発展・複雑化するにつれて、伝統的な司法手続きや行政機構では処理できない問題に対応するため発達
アメリカやイギリスというのは反政府的な性質を持っている国民であったため、政府というのはルール違反をするような連中だということであまり仕事を与えられず、

発達しなかった。

- ・ 独立規制委員会(米)——州際通商委員会(ICC, 1887)が最初、FTC, SEC, CAB(廃止)等州ごとに憲法を持っているのだが、そうすると通商上に不具合が生じるので、州際通商委員会を作って、円滑化を図った。FTCは日本の公正取引委員会、競争状態を保つ委員会。SECというのは証券取引委員会、金融や証券を規制する委員会、日本でいうと、バブルの頃にできた証券と株の委員会というのがあった。リクルート事件とか、企業が政治家にお金をばらまいていたという事件があって、こういう委員会ができた。CABは民間航空委員会、アメリカの航空産業を規制する委員会、レーガン大統領の時に航空規制緩和が進んで、いらんよなということになって廃止。

- ・ 公正取引委員会、労働委員会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、農業委員会

日本の行政委員会はこんな感じ。農業委員会は地方自治体だけ。これらの行政委員会は一定程度独立した委員会である。しかし、政治とは一定の距離を置いているのだが、業界との距離が小さく、業界の言いなりになってしまうという問題がある。許認可絡みの利権が発生して、そこで結託しやすい。

- ・ 政治的に独立的だが、業界に捕獲されやすい

3章2節4審議会

ポイントは行政委員会はこれとどう違うのかがポイント。

- ・ 社会の識者や諸団体の意見を聞くための合議制諮問機関(8条機関)、私的諮問機関も含む

審議会というのは国家行政組織法上では第8条に規定されていて8条機関といわれている。これは諮問機関、行政機関から相談を受けて、それに答える。専門的な見地から知識を授けるとか、それぞれの利害を代表したところ同士で、話し合うとか。3条機関は意志決定するのに対し、8条機関は相談に乗るだけで意志決定は行政がするという点で違う。

- ・ 審議会が果たす役割・機能をめぐる論争

審議会の働き機能を巡って論争がある。

- ・ 隠れ蓑(無能)論——官庁の言いなり(委員(長)の人選や答申原案作成)、野党の見解

行政が意志決定する際に、権威ある人が言ってるんだから・・・みたいな隠れ蓑になっているという批判。行政にとって都合の悪い意見を言う人は選ばれない、そういうところがあるので。答申を作成するのにも、委員長が納得しないとだめなので、根回しをするなど、行政にコントロールされてるんじゃないか。

- ・ 機能論——社会諸利益と国家を媒介、コーポラティズム論者・与党・(上位)官僚の見解

こういう審議会によって社会の種々の利益と国家が媒介されていると考えられる。先生も無能論は言いすぎだと思うけど、全部機能しているわけでもないと思うらしい。審議会は102個くらいある。いろいろ千差万別なので、機能しているのとしていないのもあるだろう。整理した方がよいと思われる。

- ・ 総合的な評価が必要(世論の支持動員力、官僚の専門能力、社会の専門情報供給力)

重要な法案というのは審議会を必ず通すような手続きになっているので、そのときにどれだけ有用な提案をできるのかが、これに関わってくる。

- ・ 橋本行革で数が減少(211→104)

3章3節グレーゾーン

灰色領域。

- ・ 20世紀における国家の役割の拡大とともに、**国家と社会の中間(グレー)ゾーンにおいて種々の公益達成を担う活動**が増加

グレーゾーンがどうして問題になるのかというと、20世紀になって福祉国家になったことから国家の役割が拡大した。

- ・ 従来型と新型

- ・ 従来型は準行政機関(グレーゾーンⅠ)と私的団体(グレーゾーンⅡ)行政に近いもの。
- ・ 新型はNPO(1998年NPO法)やNGO、第三セクター論、パートナーシップ論
NPO：行政と確かに関係は持っているが、以前ほどではなくなっている。
公益を担うのが今までは行政だけなのではと考えられてきたが、今は市民もやりましようということでこうなっている。

3章3節行政・民間・グレーゾーン

主体	公益と私益	価格形成	参入特性	具体例
政府	公	課税	閉鎖的	警察・軍隊
Ⅰ(準行政機関)	公>私	補助金・手数料	やや閉鎖的	公団、独立行政法人、地方公営企業
Ⅱ(私的団体)	公<私 公+私	市場社会的ルール	やや開放的	金融・保険・公益事業(電力・ガス・水道)
私企業	私	市場	開放的	通常の私企業

3章4節行政改革

今日の本題。行政改革というのは、・・

- ・ 行政改革=環境や行政技術・資源の変化による、行政の役割の再編成(廃止や創出を含む)

行政の役割を再編、見直す。どうして見直すことが重要なのか、それは環境の変化によって行政の求められる役割が変化してゆくから。例えば、社会保険庁の年金納入記録不備の問題があるが、原因の一つは、まだパソコンが普及していなかったので、大変だったのだが。パソコンに以降になったときに、うまく移行できなかったというのが問題としてあるだろう。国税庁は今すべてパソコンで管理しているが、記録の整備というのは一歩も二歩も進んでいる。以前は公的年金の管理は地方自治体が行っていたので、2000年にまとめられてから社会保険庁の仕事がぐっと増えたこともあるのかもしれない。

- ・ 行革の理論=行革を引き起こす2要因に注目

どのように起こるのか。2つある。↓

- ・ インクリメンタル(ルーティン)な行革と包括的な改革(時代の転換期、非ルーティン)
少しずつ改革を行っていくのがルーティン。一気にやるのが非ルーティン。
年金の問題をもう少しいうと、他の国では比較的国民を番号で一元管理する制度が受け入れられている。Social security number(社会保障番号)と呼ばれている。こういう番号管理ができていればいいのではないかな。

- ・ 具体例=市政改革運動と行政学の誕生、行政管理委員会、フーバー委員会; 第1臨調(1962-4, how行政はどのように仕事をしたらいいのか: 首相のスタッフを強化しようということとか、行政手続法によって行政の透明性を確保しようとか)、第2臨調(1981-3, what、行政はそもそもどんな仕事を扱うのか、民間に任せられるものは任せてもいいのではないかな: 国鉄の民営化とか)、NPM改革(イギリスで、民間の経営手法を行政にも応用しようということ。独立行政法人に応用されている。)
アメリカでは市政改革運動が起こった。これはアメリカの政治で19-20世紀で政治の腐敗化が進んで、(市長選挙の際に選挙で協力してくれた人にはポストを保障とかした)、そのために政治と行政を切り離そうという声があった。

- ・ 橋本行革=省庁再編＋内閣強化＋アウトソーシング(エージェンシー化)＋公務員制度改革

- ・ 小泉構造改革=郵政民営化、公務員削減等

この点はまだ途中なので、でも実現できる見込みになっている。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/行政学/行政学6・11と19.doc>>